

広島県教育委員会規則第2号

広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が広島県立中学校、広島県立高等学校及び広島県立特別支援学校（以下これらを「学校」と総称する。）ごとに設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(委員の任命)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10名以内とする。

2 法第47条の5第2項第4号に規定する教育委員会が必要と認める者は、協議会を設置する学校の校長（以下「校長」という。）のほか、次の各号のいずれかに該当する者で、教育委員会が適当と認めるものとする。

- (1) 協議会を設置する学校の教職員
- (2) 学識経験者
- (3) その他校長が必要と認める者

3 委員の辞任等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を任命することができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。

2 任期途中の委員の交代に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(委員の解任)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 前条の規定に違反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、前項第2号又は第3号の規定により委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を招集し、議事をつかさどる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第7条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(基本的な方針の承認)

第9条 法第47条の5第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校経営計画に関する事項

(2) その他校長が必要と認める事項

(任用に関する事項)

第10条 法第47条の5第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

(学校運営等に関する評価)

第11条 協議会は、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(指導及び助言)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、平成31年4月1日から施行する。

(広島県立高等学校等管理規則の一部改正)

2 広島県立高等学校等管理規則(昭和32年広島県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第16条の3を削る。

(教育長に対する権限委任規則の一部改正)

3 教育長に対する権限委任規則(昭和53年広島県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第5号中「附属機関」の下に「及び学校運営協議会」を加える。

附 則(平成31年3月28日教育委員会規則第5号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月23日教育委員会規則第5号)

この教育委員会規則は、令和2年4月1日から施行する。